

令和7年4月1日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和7年4月1日（火） 16時00分から17時00分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 第1委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第16号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第17号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
 - 第18号議案 選挙人名簿の抹消について（在外選挙人名簿への登録移転）
 - 第19号議案 選挙人名簿の登録日について
 - 第20号議案 在外選挙人名簿の登録について
 - 第21号議案 在外選挙人名簿の抹消の取り消しについて
 - 第22号議案 個人演説会の公営施設の指定（福田地区ふれあいセンター）
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

| | |
|-------------|---|
| 委員 長 | <p>【16:00開会】</p> <p>ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p> |
| 事務局 | <p>【第16号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡）</p> <p>公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、490人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 229人 女 261人 計 490人）</p> |
| 委員 長 委 員 | <p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>（第16号議案可決）</p> |
| 事務局 | <p>【第17号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）</p> <p>公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、431人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 215人 女 216人 計 431人）</p> |
| 委員 長 委 員 | <p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>（第17号議案可決）</p> |
| 事務局 | <p>【第18号議案】選挙人名簿の抹消について（在外選挙人名簿への登録移転）</p> <p>公職選挙法第28条第3号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、1人については、在外選挙人名簿に登録を移転するので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 0人 女 1人 計 1人）</p> |

| | | |
|-------------|---------|---|
| 委 員 長 | 委員 長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第18号議案可決) |
| 事 務 局 | 事務局 | 【第19号議案】選挙人名簿の登録日について 公職選挙法第22条第1項に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日に定める。よって、令和7年6月1日現在による選挙人名簿の登録を行う日を同年6月2日、また、令和8年3月1日現在による選挙人名簿の登録を行う日を同年3月2日と定める。 |
| 委 員 長 | 委員 長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第19号議案可決) |
| 事 務 局 | 事務局 | 【第20号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6第1項の規定により、申請があった者については、在外選挙人名簿に登録されている資格を有するため、在外選挙人名簿に登録する。 |
| 委 員 長 | 委員 長 | 登録者(男 0人 女1人 計1人) 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第20号議案可決) |
| 事 務 局 | 事務局 | 【第21号議案】在外選挙人名簿の抹消の取り消しについて 令和7年3月3日に在外選挙人名簿から抹消された者1人については、在外選挙人名簿から抹消されるべきでなかったことが判明したため、在外選挙人名簿からの抹消を取り消す。 |
| 委 員 長 | 委員 長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第21号議案可決) |
| 事 務 局 | 事務局 | 【第22号議案】個人演説会の公営施設の指定(福田地区ふれあいセンター) 公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、公営の個人演説会等の会場として使用する施設として次の施設を指定する。 施設名称:長崎市福田地区ふれあいセンター 会場名称:研修室 所在地:長崎市福田本町10番地 |
| 委 員 長 | 委員 長 | 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第22号議案可決) |
| 委 員 長 | 委員 長 | これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 |

【17:00閉会】